

「国立市第5期基本構想第2次基本計画(修正計画)(案)」に対する意見募集の結果

1. パブリックコメント

(1) 概要

意見募集期間 令和3年7月15日(木)から8月9日(月)まで
意見提出者数 3人(33件)

(2) いただいた意見・質問の内容及び市の考え方

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
1	計画全体(タイトル)	<p>「国立市第5期基本構想第2次基本計画」は、やたら漢字が多くて市民に伝わらず、活用されにくい。計画年度(西暦表記で2020年度～2027年度)を表紙に明記した上で、わかりやすい名称としてほしい。</p> <p>さらに、計画期間に強調するスローガン(基本構想の「学び挑戦し続ける…(中略)…文教都市くにたち」と別に)を表紙に掲載してはどうか。明石市や東村山市のように、SDGsを前面に打ち出してほしい。</p> <p>(参考) 「八王子ビジョン2022」 「まちだ未来づくりビジョン2040」 「小金井しあわせプラン」 「日野市2020プラン」 「国分寺市総合ビジョン」 「東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～」 「須坂未来チャレンジ2030」 「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」</p>	<p>(政策経営課) 基本計画(修正計画)については、行政計画として策定後、印刷する予定ですので、その際に表紙のデザインやレイアウト等含め、検討します。</p> <p>また、総合基本計画のタイトルについてはすでに第5期基本構想として決定されているため、次期基本構想策定の際に改めて検討します。なお、持続可能な開発目標(SDGs)については、市の基本計画のタイトルに含めることは考えておりません。</p>	無
2	計画全体(成果指標)	<p>進捗状況を測定するための指標(KPI)の実績値が2018年の数値となっている。</p> <p>現時点で把握できる直近の数値、少なくとも現基本計画がスタートする直前の2019年値とし、その数値と(コロナ禍や気候変動など)新しい情勢を踏まえて2023年と2027年の目標値も再検討すべきではないか。</p>	<p>(政策経営課) 今回の修正については、新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢の変化を受けて計画の一部について見直すものであり、各基本施策の基本的な方向性は令和2年5月の計画策定時に決定しているため、一部の指標を除いて実績値や目標値の時点修正等は行っておりません。</p>	無

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
3	計画 P1 基本計画の概要 基本計画の計画期間	「令和5(2023)年度に必要な応じて見直しを行います」とあるが、今回修正して2年強しか経たず、現市長の任期に2回も見直すことになる。 計画見直し時には「進捗状況を測定するための指標(KPI)」を元に検証しなければならないはずだが、2023年度に見直すとしたら検証するのは修正する今年度=2021年度の数値となってしまう、あまりに近すぎる。 2023年のKPIをきちんと検証するためにも、基本計画の見直しは次の市長選挙(2024年12月)後の2025(令和7)年度とした方がよいのではないか。	(政策経営課) 総合基本計画については、基本構想の計画期間である12年間のうち4年おきにその内容を見直すこととしています。今回の修正では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた修正を主な内容としているため、今後改めて計画全体の見直しを行い、令和6(2024)年度を始期とする第3次基本計画を策定する予定です。	無
4	計画 P5～P8、P20～P28 計画の目標 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	「持続可能な開発目標(SDGs)との関係」については、17あるSDGsゴールの中から4つだけ取り出して、いくつかの基本施策の展開方向を列記するのは不十分だ。 また、基本施策の体系の中で政策3(文化・生涯学習・スポーツ)と政策4(保健・福祉)は1つのSDGsゴールとしか紐付けされていない。 1ゴールと1施策(展開方向)が1対1で関係するわけではない。ある施策(展開方向)は、複数のSDGsゴールの実現に寄与するものでなければ、SDGsの実現を目指しているとは言えない。 少なくとも全ての基本施策と展開方向が、どのSDGsゴール及び169のターゲットと関係するのリスト化し、後ページの基本施策、基本展開の記述にアイコンを明記して「SDGsの見える化」をはかるべき。 調布市のように「自治体SDGsガイドライン」の「自治体行政の果たし得る役割」(世界都市・自治体連合作成)を掲載してはどうか。 (参考) ・「第3次鎌倉市総合計画第4次基本計画」…施策ごとに「SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性」を明記。広報かまくら特別版(2020/4/1)でも各施策にゴール・アイコンを表示。 ・「須坂未来チャレンジ2030」…SDGsのゴール及び169ターゲットと施策との関係をリスト化。 ・「調布市基本計画」…「自治体SDGsガイドライン」で日本語訳されている、17ゴールごとの「自治体行政の果たし得る役割」(世界都市・自治体連合作成)を掲載し、各施策と17ゴールとの関係をリスト化。 ・「東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～」…SDGs推進に1章を割いて、17ゴールからみた施策展開や、基本目標及び施策ごとに対応する17ゴールを明記。	(政策経営課) 基本計画では、持続可能な開発目標(SDGs)と市の基本施策が関連していることを示しており、市では基本計画に掲げる基本施策を推進することがSDGsの達成に貢献すると考えています。 P7では、市の主要な取組を挙げ、それが関連すると考えられるゴールを例示する形を取っておりますが、今回の見直しに合わせゴール3に関する記述を追加いたします。 第2次基本計画策定時には、各ターゲットと基本施策との関連性について検討を行い、体系図にアイコンを表示したところですが、今回の見直しの主な目的は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた内容を反映することであるため、当該部分の見直しについては行っていません。第3次基本計画の策定に向けて基本施策の体系を整理するとともにSDGsとの関連性についても精査し、必要があれば体系図の変更等を行います。	有

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
5	計画 P9 人口の将来推計	「図表4 将来人口の推計結果」「図表5 将来の人口展望」「図表6 将来人口推計の比較」が2020年以降、推計値となっているが、2020年は実績値が記載できるのではないかと。 「人口減少を食い止める」との表現があるが、希望的観測でも2030年をピークに減少傾向に転じることから、「人口減少とその影響を緩和する」と表現してはどうか。	(政策経営課) P9～P11のグラフについては、第2次基本計画の策定に合わせて人口推計を行ったデータを基に作成しています。今回の見直しでは、新たに人口推計を行っていないので、第2次基本計画策定時のグラフを採用しています。 また、人口減少を食い止めることを目指すという表現については、第5期基本構想における表現を用いています。	無
6	計画 P10 将来の人口展望	「人口増加に伴い、生産年齢人口(15～64歳)も増加しますが」とあるが、市の独自推計の将来人口推計でも2025年から2030年にかけて人口全体は増えているが生産年齢人口は減少している。「一時的に(or短期的に)増加」と表記してはどうか。 「開発等により確保される人口の受け入れ可能な容量(供給される住居)を転入者の増加等により全て活用することとし」とは、新規建設マンションや住戸への国立市民の入居(住み替え)を排除するということであるが、現実的に可能か？ また、居住移転の自由を侵害する考えではないか？	(政策経営課) ご指摘の箇所は、図表5において令和2(2020)年度から令和7(2025)年度にかけて生産年齢人口が一時的に増加すると推計されていることを指したものであるため、表現を修正します。 また、「開発等により確保される人口の受け入れ可能な容量(供給される住居)を転入者の増加等によりすべて活用する」という表現は、人口の社会増(転入)を住居インフラの供給増により促進するという意図であり、国立市民が転居により新たに供給される住居に入居した場合は転居元の住居に別の転入者が住まうことも想定されるため、市内転居や居住の自由を何ら制限するものではありません。	有
7	計画 P13 目指すべき方向性 (1)少子化の抑制 に向けた出産・子育て支援の促進	「少子化の抑制に向けた出産・子育て支援の促進」や「少子化の抑制においては...(中略)...母親となる年代の女性人口の増加の観点が必要」との表現は、女性を子供を産む性として捉え、リプロダクティブ・ライツ(出産の自己決定権)や、国立市の女性・男性・多様な性の平等条例の趣旨に反するのではないかと。 「安心して子どもを産み育てやすい環境の整備」が結果的に少子化抑制に寄与することはあっても、少子化抑制のために子どもを産み育てるのではない。 女性・男性・多様な性の平等条例を持つ国立市の行政計画として、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を少子化対策に位置付けないでほしい。 総合基本計画にどのような表現とするかは、男女平等推進市民委員会で協議してはどうか。	(政策経営課) 市の人口を維持するという観点から記述した部分であり、市が個人の自己決定権を侵し、出産や子育てを強制するものではありません。子どもを希望する人が、安心して子育てすることができる環境を整えることで、結果として将来を担う子どもが増えることを目指すという趣旨で記述したものです。 しかしながら、誤解を与える可能性もありますので、表現については修正します。	有

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
8	計画 P13 目指すべき方向性 (1)少子化の抑制 に向けた出産・子 育て支援の促進 計画 P29 基本施策2「女性と 男性及び多様な性 の平等参画社会の 実現」	「在宅ワークの増加をきっかけとする男性の育児・家事への積極的な参加を促すことなども求められます。」を 「男性も育児・家事に積極的に担えるよう促す」に 理由)参加では主体性が感じられません。女性が家事に「参加」とは言いません。男女平等に家事・育児を担うのがジェンダー平等ではないでしょうか。P29の表でも市の市民への意識調査は男性への家事等への「参加」を聞いています。今後の目標値も大きく見直すべきです。	(政策経営課) 子育て支援の観点からは、保護者それぞれが主体性を持って家事・育児を行うことが重要と考えますので、表現については、ご指摘を踏まえ修正します。 (市長室) 育児や家事、介護等は男女が互いに協力し行うことが必要です。市の調査においても男性の育児・家事、介護に費やす時間は増えてきているものの十分とは言えない状況です。 「参加」という文言については、市民意識調査の設問を引用していますが、今後文言については検討してまいります。	有
9	計画 P14 目指すべき方向性 (3)地域経済の活 力の維持・増進	「再築された旧国立駅舎の機能を活用しつつ、」を 「再築された旧国立駅舎や駅前広場の創出、文教地区、良好な住環境や水と緑の環境の保全を街並みに考慮しつつ」に 理由)国立市には個性ある店舗が多く、市の魅力のひとつとなっていますが、コロナ禍で個人経営等の店舗が撤退したように感じます。改めて国立市の魅力の充実と発信、統一感のある街並みの形成などが必要と感じます。国立市の魅力は、国立駅周辺だけではなく、住環境の整備、子育て・子育てしやすい環境づくり、ママ下湧水などの水と緑の保全など、暮らしの豊かさでまちを活性化していくことが重要です。また、「文教地区」であることは国立市にとって重要です。(4)「文教都市としてのブランド力の向上」と重なるようにも見えますが、「文教都市」と「文教地区」は異なります。	(政策経営課) ご指摘のとおり、国立市には様々な魅力があると考えますが、市ではそれら多面的な魅力が折り重なってできる国立市のまちの価値を「国立ブランド」と呼んでいます。この多面的な魅力の向上については、[重点項目3]国立ブランドの向上(P18)にて触れております。一方、P14では国立市の人口減少を食い止めるために必要な地域経済の活力の維持・増進という観点から、商工振興のためまちのにぎわいの拠点としての旧国立駅舎を有効活用するという内容の記述にしていますが、国立駅周辺に限定したのではなく、市内全体の商工振興を図っていきます。	無
10	計画 P14 目指すべき方向性 (4)文教都市として のブランド力の向上	「文教都市としてのブランド力の向上」のために「学校教育の充実を図る」という表現についても違和感がある。学校教育(社会教育も)の充実は「ブランド力の向上」のためではなく、市民の学び権利を保障するためのものであることを明記してほしい。	(政策経営課) ご指摘の箇所については、「『文教都市くにたち』にふさわしい学校教育の充実を」という文脈であり、学び権利の保障については、基本施策5「学校教育の充実」(P40)に明記しています。	無
11	計画 P19 【重点項目4】新型 コロナウイルス感染 症への対応	「外出自粛が求められてきました。家庭で過ごす時間が長くなることによって虐待やDVなどが増加しているほか、外出の機会が減少することにより、高齢者をはじめとする市民の運動機能の低下や健康面での悪化も懸念されています。」を 「健康面での悪化や、居場所の喪失、社会的交流の減少なども懸念されています。」に 理由)家庭が安全でないひとたちにとって、行く場所がない、居場所がないことは大きな問題です。また、交流の場や市民活動が減少しているため、孤立している人が多い現状を明記し、対応と支援をすることが重要ではないでしょうか。	(政策経営課) 外出自粛等の影響により、これまでの居場所や交流の機会を失ったことが心身への悪影響を及ぼしていると考えられるため、ご指摘を踏まえて表現を修正します。	有

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
12	計画 P20～P21 基本施策の体系	<p>基本施策の体系の中で政策3(文化・生涯学習・スポーツ)と政策4(保健・福祉)は1つのSDGsゴールとしか紐付けされておらず、ゴール14(海の豊かさを守ろう)とゴール15(陸の豊かさを守ろう)が一つもないのはおかしい。形式的にアイコンを貼り付けただけになっているのではないか。</p> <p>事務事業評価にSDGsの視点を取り入れるのであれば、一つ一つの施策がどのターゲットと関連するのか全庁をあげて総点検し、基本計画に明記すべきではないか。</p> <p>例えばゴール14や15は海や森がない国立市と無関係と考えたのかもしれないが、ターゲットレベルで考察すると、以下のように基本施策と密接に関連する。</p> <p>ターゲット14.1(海へ流れるゴミを減らし、これ以上の海洋汚染を防ごう) 基本施策18(ごみの減量と適正処理)</p> <p>ターゲット15.1(森や野原、川や湖の生態系を保全し、回復させよう)、15.2(森林の劣化と減少を止め、豊かな森を未来に)、15.4(めぐみゆたかな山の生態系を守ろう)、15.5(多様な生物とその住処を保護し、絶滅の危機から救おう)、15.8(外来種の侵入を防ぎ、地域の生態系を守ろう)、15.9(生物多様性と豊かな生態系を維持し、私たちの暮らしに役立てよう) 基本施策16(花と緑と水のある環境づくり)、17(環境の保全)、23(下水道の整備・維持・更新)</p> <p>ターゲット15.6(生物の遺伝子がもたらす利益を公平に分け合おう) 基本施策14(防犯対策の強化と消費生活環境の整備)、25(農業振興と農地保全の推進)</p> <p>(参考) ・「東村山市第5次総合計画～わたしたちのSDGs～」 p.108「SDGs17ゴールからみた主な施策展開」 ゴール14...下水道事業の運営や、ゴミの減量と再資源化、公害の防止等を通じ、陸上活動に起因する海洋汚染を防止し、海の資源を守っていきます。 ゴール15...緑や水辺の保全・活用、生態系の保護等を通じ、陸の資源を守っていきます。</p>	<p>(政策経営課)</p> <p>基本計画では、持続可能な開発目標(SDGs)と市の施策が関連していることを示しており、市では基本計画に掲げる基本施策を推進することがSDGsの達成に貢献すると考えています。基本施策の体系図においては、各施策に特に関連性が深いと考えられるSDGsのゴールのアイコンを表示していますが、今回の見直しの主な目的は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた内容を反映することであるため、当該部分の見直しについては行っていません。第3次基本計画の策定に向けて基本施策の体系を整理するとともにSDGsとの関連性についても精査し、必要があれば体系図の変更等を行います。</p>	無
13	計画 P40 基本施策5「学校教育の充実」	<p>教育大綱に「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す」と示しているのに、「フルインクルーシブ教育」どころか(教育委員会基本方針にもある)「インクルーシブ教育」用語すら登場していない。</p> <p>基本計画にも「フルインクルーシブ教育を目指す」と明確に位置付けるべきではないか。</p>	<p>(教育指導支援課)</p> <p>ご指摘を踏まえ、教育大綱に示されているフルインクルーシブ教育を目指すことと、児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるよう個別支援のための環境整備を進めることを計画に追記します。</p>	有

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
14	計画 P53・55 基本施策8「スポーツの振興」	「インクルーシブ遊具等を設置し、より多くの市民が気軽に運動できる環境づくり」を 「気軽に遊び、運動できる環境づくり」に 理由)スポーツ振興の項目とはいえ、インクルーシブ遊具は、障がいのある子もいない子どもともに遊ぶ環境をつくるものなので、「遊び」という言葉を加筆してほしいです。	(環境政策課) しょうがいの有無に関わらず、遊びながら体を動かし、気軽に運動することができる環境をつくっていくことを目指していますので、「気軽に遊び、運動できる環境づくり」に変更します。	有
15	計画 P60 基本施策10「高齢期の充実した生活への支援」	基本施策10「高齢期の充実した生活への支援」で社会参加を推進していますが、P61の「自主活動グループ数(活動場所)」の目標値が毎年1団体増やすだけの計画ではあまりにも消極的です。何を根拠に、この数字を出しているのでしょうか。場所、移動、財政的支援が必要です。参加が難しくなっている高齢者の実態を把握し、目標値を高めるよう改めるべきです。	(高齢者支援課) 自主活動グループ数の目標値につきましては、実際に市が把握するグループ数を基にしております。市が把握するグループ数は、H30年度122、H31年度113、R2年度124、と増減を繰り返している状況であり、新たに立ち上げられるグループ以外に相当数のグループが解散しています。そのため市では目標値を一年当たり1グループ程度の微増としているところです。	無
16	計画 P79～P81 基本施策14「防犯対策の強化と消費生活環境の整備」	基本施策14「防犯対策の強化と消費生活環境の整備」の展開方向が、防犯・消費生活問題それぞれの市民意識向上と体制づくりに分かれているが、それぞれの記述が少なく「進捗状況を測定するための指標(KPI)」も似たようなものが別に記載されている。(展開方向1で「特殊詐欺被害件数」が、展開方向2で「刑法犯発生件数」が) 展開方向の1と2(防犯)、3と4(消費生活問題)は、それぞれ一本化した方がわかりやすいのではないかと。 展開方向2「防犯体制づくりの推進」の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」の2番目に「くにたちメール登録者数」があるが、くにたちメールは防犯だけでなく8つのカテゴリーで配信されている。基本施策27「情報の積極的な発信と共有・保護」ならともかく、防犯体制づくりの指標とするのは、無理があるのではないかと。	(防災安全課) 展開方向1及び2を一本化するというご意見についてですが、展開方向1は市民の防犯意識向上の促進を目的とし、展開方向2は防犯体制づくりの促進、関係機関との連携強化を目的としています。目的に対する手段について、市民に向けたものと関係団体に向けたものといったように視点が異なることから現状のとおり展開方向とさせていただきますと考えております。 また、くにたちメールの登録者数は、防犯のカテゴリーで登録者数を把握できることから、防犯体制づくりの指標としております。 (まちの振興課) 消費者行政については、消費生活センターが所管する消費生活相談にかかる事業(センターの運営等)と、コミュニティ・市民連携係が所管する消費者啓発にかかる事業(消費者向け講座や啓発イベントの実施等)の、2つの事業に大別されます。展開方向3・4はそれに即したものとなっており、区分として適切であると考えています。	無

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
17	計画 P86～P87 基本施策16「花と緑と水のある環境づくり」	20年ぶりに改定する「緑の基本計画」について、一切言及されていないのは、軽く位置付けられているからか。「現状と課題」と「展開方向」それぞれに明記すべきである。	(環境政策課) 改定作業については、あくまでも令和3～4年度にかけての作業であり、当然実施していくものなので、明記しておりませんでした。市民への周知も含め、ご指摘のとおり、「現状と課題」及び「展開方向」についても言及しながら、緑の基本計画の改定について、明記していきます。	有
18	計画 P90～P91 基本施策17「環境の保全」	修正案で展開方向2の「公害防止対策の充実」を展開方向1の「環境保全型のまちづくり」に統合し、展開方向2を「ゼロカーボンシティに向けたまちづくり」としたが、施策体系図は展開方向2は「公害防止の充実」のままになっている。 統合した結果、総合政策であるべき「環境保全型のまちづくり」の目的が「公害の発生を防止」になってしまい、生物多様性確保など公害防止以外の環境政策がすっぱり抜け落ちている。 基本施策17「環境の保全」の展開方向は統合せず、総合的な「環境保全型のまちづくり」と具体的な「公害防止対策の充実」「ゼロカーボンシティに向けたまちづくり」の三本だてとすべきではないか。	(環境政策課) 施策体系図の展開方向2については「ゼロカーボンシティに向けたまちづくり」に修正いたします。ご指摘ありがとうございます。 環境施策の対象範囲は広く、他の基本施策にもまたがるものと考えております。そうしたなか、生物多様性確保については、基本施策16「花と緑と水のある環境づくり」に含めて整理しております。	有
19	計画 P89・91 基本施策17「環境の保全」	議会答弁で、地球温暖化対策アクションプランの2030年の市域の温室効果ガス削減目標の見直し(都、国にあわせた大幅引き上げ)を約束しているにも関わらず、「環境の保全」の「現状と課題」に全く明記されていない。 国立市の気候変動緩和策の最重要課題(真っ先に必要なこと)として明記すると共に、展開方向「ゼロカーボンシティに向けたまちづくり」の「手段」に、地球温暖化対策アクションプランの見直しを明記すべきではないか。 また、2030年削減目標の見直しを公言しているにも関わらず「進捗状況を測定するための指標(KPI)」の「国立市域の温室効果ガス排出量削減割合」の2023、2027年目標値が低い数値のままになっており、目標の意味がない。 早急に削減目標値を見直して基本計画のKPIに盛り込むか、目標値欄は空白にして「見直し次第、書き込む」ことを明記していただきたい。	(環境政策課) ご指摘を踏まえ、国立市域地球温暖化対策アクションプラン等の見直しについて、「現状と課題」、及び展開方向2「ゼロカーボンシティに向けたまちづくり」の「手段」を修正いたします。 「進捗状況を測定するための指標(KPI)」の「国立市域の温室効果ガス排出量削減割合」の2023、2027年目標値については、既存の計画の目標値を記入しています。計画を見直し、目標値が修正された場合は、読み替えることで対応させていただきます。	有

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
20	計画 P89～91 基本施策17「環境の保全」	<p>生物多様性基本法では地方自治体にも責務や施策、生物多様性地域戦略策定の努力義務を規定しており、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」によると10市が生物多様性に関する計画(戦略)を策定している。</p> <p>ところが、修正計画案には国立市の「生物多様性」に関する施策が全く位置付けられていない。</p> <p>国立市の生物多様性について、「現状と課題」と「展開方向」それぞれに明記すべきである。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>現行の緑の基本計画策定時には「生物多様性」という概念やワードが用いられておりませんが、既にいち早く生物多様性の確保に関する観点から、動植物の生息地又は生息地としての緑地の規模や連続性等を評価して、エコロジカルネットワークの形成に向けた方策が示されております。</p> <p>今後につきましては、緑の基本計画のこの部分を充実させて生物多様性地域戦略の役割も担う計画としていく方向で検討を進める旨を、基本計画においても位置付けた上で進めてまいります。</p>	有
21	計画 P17、P74、P89ほか 基本施策13「防災体制の充実」 基本施策17「環境の保全」	<p>計画期間の2020年代に地球温暖化は加速し、極端な気象現象などそのマイナスの影響が国立市および市民を度々襲うようになっている。基本計画案にも「気候変動に伴う自然災害」として記述はされているが、気候変動の影響は気象災害にとどまらず熱中症や伝染病などの「健康」、農業や漁業など「食」に及ぶ。</p> <p>オール東京62市区町村でも、共同事業として「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」の実現に向けて気候変動対策研究会を発足させ、各自治体の防災や健康福祉、都市計画、建設、土木、建築、営繕、産業、観光、教育などの関係部署の参加が呼びかけられている。</p> <p>「ゼロカーボンシティを目指す」「食のまちづくりを推進する」「健康なまちづくりの推進と疾病予防の充実」を目指すならば、「気候変動緩和策」と並ぶもうひとつの柱である「気候変動適応策」についても記述すべきである。</p>	<p>(防災安全課)</p> <p>気候変動適応策については具体的な記述はありませんが、P76「展開方向3:自発的な防災活動の促進」が、地域防災力の強化、災害時における要配慮者の円滑な支援及び市民の防災意識の向上による自発的な防災活動の促進に関する項目となっています。気候変動影響によって起こり得る災害に対して、被害を軽減するための対策等に関しては、この項目に含まれるものと考えております。</p> <p>(環境政策課)</p> <p>「オール東京62気候変動対策研究会」は、東京の62市区町村が、地域特性に応じた「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」の実現を目指す取組について、専門家や研究機関などの知見を共有し、ともに学ぶ場となっており、環境政策課職員も参加しています。</p> <p>また、気候適応策への取組については、自然災害に対する防災対策、健康面の暑さ対策など、気候変動の影響を受ける分野ごとに取り組んでいるところです。</p>	無

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
22	計画 P92 基本施策18「ごみの減量と適正処理」	「在宅時間が増えたことで家庭から排出されるごみの量が増加しました。」を「排出されるごみやプラスチック製の容器・包装の量が増加しました。」に理由)海洋プラスチックごみが、さまざまな深刻な問題を起こしています。「世界的な取組が始まっている」という表現にとどまるのではなく、身近な課題として市が行うべき取組を進めてほしいと思います。	(ごみ減量課) 容器包装プラスチック自体の排出量は減少傾向にありますが、家庭から排出される廃棄物全体の傾向を踏まえて施策中の表現とさせていただきます。 なお、海洋プラスチックが生態系を含めた海洋環境に与える影響につきましては、ご指摘のとおり深刻な問題であると認識しております。今後も、市として不法投棄及び不適切排出の防止やプラスチック廃棄物の発生抑制に向けた啓発等の取組を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図って参ります。	無
23	計画 P99 基本施策20「交通環境の整備」	基本施策20「交通環境の整備」の展開方向は、「交通安全」と「自転車」「多様な交通サービス」の具体的な3本柱になっているが、地域交通計画(交通マスタープラン)や交通バリアフリーを含めた総合的な交通政策の推進が位置付けられていない。展開方向の一つとして柱を立てるか、「交通安全」と一本化して位置付けるべきではないか。 総合交通政策としては、環境基本条例に位置付けられた「公共交通機関の利用促進その他の環境的に持続可能な交通の実現」に基づき、マイカーから公共交通、自転車その他への転換が施策の大きな柱となることから、「進捗状況を測定するための指標(KPI)」に「自動車保有率」や「公共交通分担率」などモーダルシフトの状況を測る指標を加えてはどうか。	(道路交通課) 2023年度(令和5年度)に国立市地域交通計画の見直しをする予定です。交通バリアフリーなどは、見直しに合わせ総合的な交通施策の位置付けを考えていきます。 環境負荷の低い交通利用の推進については、「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」等に基づき取り組むこととしています。公共交通などの分担率については、道路交通センサスから求められますが、国立市地域内だけを対象とする場合、別途分析が必要であり、今後、地域交通計画見直しの際、全体的に検討を行っていきたくと考えています。	無
24	計画 P99 基本施策20「交通環境の整備」	高齢運転者の交通事故が社会的に問題になっている。展開方向1「交通安全対策の推進」の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」に、「高齢者の免許返納数」を加えてはどうか。	(道路交通課) 警視庁に確認したところ、区市町村別での高齢者の免許返納数は公表していないとのこと。	無
25	計画 P100 基本施策20「交通環境の整備」	展開方向2「自転車の安全利用の推進」の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」が、走行環境と事故の2つになっている。国立市の自転車施策は1960年代の駅周辺の路上駐輪問題からスタートしたことを考えると、「(民間も含めた)駐輪場の整備数」や「路上駐輪(撤去)台数」を加えてはどうか。	(道路交通課) ご意見のとおり、自転車駐車場整備の推進は、路上駐車の問題からスタートしていると認識しています。当時と比べ、路上駐輪・撤去台数は激減していることから、走行環境整備と交通安全推進の指標としています。今後も放置自転車の状況の推移を見て、指標の検討を行っていきます。	無

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
26	計画 P100 基本施策20「交通環境の整備」	展開方向3「多様な地域交通サービスの充実」の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」で、公共交通について具体的にコミュニティバスとコミュニティワゴンが2つも取り上げられている。しかし、市民にとって公共交通の充実、市が運行主体であるかどうかは大きな問題ではない。 公設民営の公共交通についての指標は一つとし、民間公共交通についての指標(例えば民間バスの路線数や乗車人員数)を加えてほしい。	(道路交通課) 交通不便地域を運行しているコミュニティバス・コミュニティワゴンの動向を調べることで、地域での高齢者等の利用状況がわかることから、2つとも必要な指標と考えています。 民間路線バスの乗車人員数は、シルバーパス利用者の人数をカウントしていないことから、正確な数の把握が困難です。また、民間バスの路線数はほとんど変化がないことや乗車人員数は路線によって大きく異なることから、それらは指標にしていません。	無
27	計画 P101～P103 基本施策21「魅力あるまちづくりの推進」	計画期間の2026年～2027年に、旧国立駅舎建設と国立大学町(駅前広場)の街開き100年を迎えるが、基本施策21「魅力あるまちづくりの推進」の「現状と課題」か展開方向1「回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり」に記述してはどうか。	(国立駅周辺整備課) 国立駅周辺地域は、民間会社により開発された駅、駅前広場、大学通りなどを骨格として象徴的な景観が形成され、これまで引き継がれてきた経緯があります。 そのシンボルでもある国立駅が令和8年(2026年)4月に開業から100年を迎えることは、国立駅周辺のまちづくりにおいても一つの契機であると考えております。 このことから、ご意見を踏まえ、「現状と課題」を修正します。	有
28	計画 P103 基本施策21「魅力あるまちづくりの推進」	「文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を、回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。」を 「旧国立駅舎を中心とする東西広場やロータリーなどを含めた国立駅周辺地域を、」に 理由)コロナ禍で、身近な場所で楽しめる空間が求められています。国立駅周辺地域について、旧駅舎の東西広場、ロータリー、西側商業ビル、北口広場、子育て施設が入る予定のビルまで含めたインクルーシブな広場の創出の考えを示してほしいと思います。	(国立駅周辺整備課) 本計画における「旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域」につきましては、ご意見にある旧駅舎の東西広場、ロータリー、円形公園、北口広場などを含む広い範囲で考えております。 今後の具体的な国立駅周辺整備の範囲を明記することにより、わかりやすくなることから、ご意見を踏まえ、「手段」を修正します。	有
29	計画 P104 基本施策21「魅力あるまちづくりの推進」	展開方向2「多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり」の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」が「富士見台地域の居住人口」だけしかないが、「多世代が安心して暮らせる活力に満ちた」指標といえるか。他に妥当な指標はないのか。	(富士見台地域まちづくり担当) 現状では、妥当な指標がありません。今後、市民と行政の協働まちづくりを進める中で、検討してまいります。	無

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
30	計画 P109 基本施策22「地域特性を活かしたまちづくりの推進」	<p>基本施策22「地域特性を活かしたまちづくりの推進」の展開方向1「良好なまちなみ・景観の保全」と展開方向2「地域特性を活かしたまちなみの形成」の内容がかなり重なっているが、一本化して重複を無くした上で記述を充実した方がわかりやすいのではないかと考えます。</p> <p>展開方向2の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」は妥当だとは思いますが、4年間で一つずつしか増えず、目標値とするには低すぎる。せめて2年に1つずつは増やしてはいけませんか。</p> <p>展開方向3「空家の適正管理と活用の推進」の「進捗状況を測定するための指標(KPI)」の「空き家数」と「空き家率」は類似するので、どちらかに一本化してはどうか。</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>展開方向1は、市全体を対象として「文教都市くになち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくることを目的としております。展開方向2は、市内各地の地域特性に応じたまちづくりを推進することを目的としております。そのため、展開方向1と展開方向2では、対象とする範囲が異なるため、取り組み方向に違いがあると考えております。</p> <p>展開方向2の指標内容については、PRや啓発活動を通じて市民に周知活動を行っておりますが、市民発意や市民の同意が必要なものについては、丁寧な合意形成を行いながら取り組んでいく必要があるため、相応の時間を要するものと考えております。</p> <p>(まちの振興課)</p> <p>市の実態調査による「空き家数」はおおむね戸建ての空き家の数なのに対し、国の「住宅土地統計調査」による「空き家率」では集合住宅の空き室の数がカウントされます。すなわち二つの指標のいう「空き家」には若干の相違があるところ、空き家施策の指標としてはいずれも必要であると考えています。</p>	無
31	計画 P111～P113 基本施策23「下水道の整備・維持・更新」	<p>基本施策23「下水道の整備・維持・更新」の記述(特に「現状と課題」)に、下水道管への雨水の流入の減少と環境負荷低減のための、雨水浸透機能の強化、水循環の発想が薄い。</p> <p>「現状と課題」に明記し、展開方向2「良好な水環境の維持・創出」の「手段」と「進捗状況を測定するための指標(KPI)」に、雨水浸透ますの設置だけでなく、広範囲あるいは大規模な雨水浸透・貯留施設の設置を位置付けてはどうか。</p> <p>大規模な雨水貯留施設でなくても、例えば国立市では従来から雨水タンク用容器「雨タン」の無償配布など、ユニークな施策を行っている。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>雨水浸透機能の強化については、国立市雨水流出抑制指導要綱に基づく開発行為等への指導による雨水流出抑制施設の設置により対応しており、雨水浸透ますの他、浸透トレンチ、浸透人孔、貯留槽などの雨水流出抑制施設が民間事業による開発行為等の規模に応じ設置されています。雨水浸透施設の設置数は毎年度増加していますが、今後も雨水浸透機能の強化に努めてまいります。</p>	無

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	修正の有無
32	計画 P2、P16、P125ほか	<p>「デジタルトランスフォーメーション(DX)」「デジタル化」「官民データ」「オープンデータ」「行政情報のオープンデータ化」について</p> <p>何か所かにわたって書かれていますが、説明がありません。私たち市民には非常にわかりにくいです。今後の社会の方向性を決定づける可能性があります。デジタル関連の法律を一括りにしたデジタル改革関連法の成立に伴うものであり、個人情報保護法の抜本的改正など生活に密接に係る法制度の変更も含まれるので、説明していただきたいです。</p>	<p>(情報管理課)</p> <p>ご意見を踏まえまして、以下2点の注釈を追加いたします。</p> <p>「デジタル化とは、ITの進化により様々なヒト・モノ・コトの情報がつながることで、競争優位性の高い新たなサービスやビジネスモデルを実現すること、プロセスの高度化を実現すること」</p> <p>「官民データとは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの」</p> <p>なお、デジタルトランスフォーメーション(DX)についてはP16の脚注に、オープンデータについてはP126本文中にてそれぞれ説明しています。</p>	有
33	その他	<p>国立市に愛着とこだわりを持って暮らしています。大学生の息子たちが今でも幼小中の親御さんたちや、お友達との親交が継続していること、地域への感謝と自分が得られなかった安心感、人と人とは繋がれるのも市政の取組のもとだと感謝しています。</p> <p>計画案163P全て熟読させていただきました。私は特に高齢者を守るまちとしての提案をしたいです。次回、具体的な提案を、市民としてさせていただきます。</p> <p>住みやすい国立市の発展のために微力ながら皆様のご意見をうかがいながら、私の要望はまだ続きます。この機会を与えてくださるすべての皆様に感謝します。</p>	<p>(政策経営課)</p> <p>ご意見をお寄せいただきありがとうございます。よりよい市政にしていくため、市民の皆様のご意見を伺う機会を設けてまいりますので、今後ご提案やご要望をお寄せいただければ幸いです。</p>	無